

## 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

## 住宅確保要配慮者向けへの賃貸改修に50万円/戸を補助

## 概要

カーボンニュートラルの実現や、孤独・孤立対策に資する環境整備や車椅子使用者の住環境整備を推進するとともに、既存の民間賃貸住宅を活用した被災者の速やかな住まいの確保を図ることを目的に、補助が行われます。

## これだけお得です

## 補助率・補助限度額

| 補助率   | 国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3)                                                                                                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国費限度額 | 50万円/戸<br>・右記①②③④⑤⑥を実施する場合、50万円/戸加算<br>・右記②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算<br>・右記②のうち車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合、補助限度額を100万円/戸加算する<br>・右記④を実施する場合で子育て支援施設併設は、1,000万円施設 |

## このような住宅が対象です

- ▶入居者対象:  
子育て世帯・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等定額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下)被災者世帯等
- ▶家賃:公営住宅に準じた家賃の額以下であること
- ▶補助対象工事等  
①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更  
②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)  
③防火・消火対策工事  
④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む)  
⑤耐震改修  
⑥「新たな日常」に対応するための工事  
⑦省エネルギー改修(ただし、開口部または躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限る)  
⑧交流スペースを設置する工事  
⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして、自治体に事前登録等されたものに限り)  
⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)  
⑪居住支援協議会が必要と認める改修工事

2022年2月末の情報で、  
内容が変更になる場合があります。

制度の  
詳細
<https://www.mlit.go.jp/page/content/001460106.pdf>


## サービス付き高齢者向け住宅整備事業

## サ付き住宅の整備に補助

## 概要

バリアフリー構造などをもち、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」として登録される住宅の整備事業を公募し、事業の実施に要する費用の一部を補助します。補助対象は民間事業者、社会福祉法人、医療法人などです。

## このような住宅が対象です

- ▶高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」として10年以上登録すること。
- ▶入居者の家賃が、近隣同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められているもの。
- ▶入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないもの。
- ▶新築のサ高住は原則として省エネ基準に適合すること 他

## これだけお得です

補助率・補助限度額  
住宅

|      |                         | 補助率  | 補助対象・限度額                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新築   | 床面積30㎡以上<br>(かつ一定の設備完備) | 1/10 | 135万円/戸<br>・住棟の全住戸の2割を上限に適用し、住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸<br>・ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする                        |
|      | 床面積25㎡以上                |      | 120万円/戸<br>・ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする                                                                                                                        |
|      | 床面積25㎡未満                |      | 70万円/戸<br>・ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする                                                                                                                         |
| 改修   |                         | 1/3  | 195万円/戸<br>・改修は、共用部分およびバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事、ほかに限る<br>・限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、ほか |
| 既設改修 |                         | 1/3  | 既設改修は、IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る費用(限度額10万円/戸)、ほかに限る                                                                                                                                            |

制度の  
詳細
<https://www.mlit.go.jp/page/content/001460106.pdf>
